

〔論文〕

「区有文書」からみた日露戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について —長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：耕地（大字集落）、生活（財政）、日露戦争

はじめに

日露戦争は明治37年（1904）2月8日にはじまり同38年（1905）9月5日に終わった。この戦争前後に真々部耕地（大字集落）がいかに関営されたかを明らかにすることが本稿の課題である。この戦争にかかわる時期は、すくなくとも日清戦争前後から条約改正までとみるべきであろう。しかし、ここでは閲覧可能な区有文書を通じて、おもに明治36年（1903）から同39年（1906）をとりあつかうことにする。⁽¹⁾

ここでとりあげる真々部耕地は長野県南安曇郡高家村に属する。それは明治30年（1897）に梓橋町を小字集落として文書に登場させる。この年に車鍛冶2軒と蹄鉄屋1軒が開かれ、大型四輪馬車の急増に備えることになり、糸魚川街道、長尾道、飛騨への道および熊倉を経由して善光寺街道をむすぶ交通の要衝としての内実を一層整備するようになった。なお、この年12月に南安銀行、同32年に梓橋銀行が設立され、同35年に国有鉄道篠ノ井線が全線開通された。このような背景のもとに同年に梓橋講中が道祖神を建立し、小字集落の確立を内外に示すことに

KUROSAKI, Yasujiro 元本学社会学部教授、信州大学名誉教授

なった。⁽²⁾

さて、一村一公立小学校への動きも進む。同31年に真々部学校・飯田学校・熊倉学校が合併して高家尋常小学校となり、同33年高家尋常高等小学校となる。さらに同37年真々部・熊倉仮教場が廃止され、高家尋常高等小学校の本校に編入される。同39年高家村農工補修学校が設置されて尋常科卒業以上の女子に補習教育を施すことになる。この間に神社の整備統合がすすめられ同42年に無格社以上の五社が村社真々部八幡諏訪社合殿に統合されたのである。⁽³⁾

1. 「決算帳」について

「明治三十三年 前半期決算帳 真々部耕地」をみる。これは賦課実総額にはじまり、その内訳として総地価割・他町村所有者特別地価割・真鳥羽堰割・中萱製割・祭典戸数割・通常戸数割・庄野堰割・勘左衛門堰割などが続く。これに実収総額とその内訳、賦課実総額と実収額との差引がある。

前半期は年度の1月から6月までの耕地の事業と費用を各費目に仕分けして賦課実額を確かめ、関係各戸へ賦課する。その総額が賦課実総額である。そしてこれを徴集するのが8月であって、それが実収総額である。同様の事が7月から12月の後半期にもなされる。翌年1月に各戸へ賦課し徴収する。「決算帳」とあるが、年度当初に事業計画を立案してこれを予算化し、年度末に事業計画の施行状態を見て決算を行うというのではない。しかし、耕地の諸事業の多くは慣行化（制度化）されており、予算→決算の形式によることなしに実施されていたようである（参考のため33年度も表1に掲載）。

さて、この内訳は呑面割と墓地管理人給を含んでいない。両者は耕地の全戸の構成をみるための重要な指標である。呑面割の賦課戸数は耕地の現住戸数を示し、墓地管理人給のそれは耕地に墓地を有するものの戸数であり、それぞれの賦課額の使途が明確で固定したものである。それが、協議費、水利費、水防費などに含まれない理由であるかもしれない。以下に「決算帳」による明治33年度から同42年度の賦課実額、その内訳および実収総額を示す（表1）。

表1 賦課実総額、その内訳および実収総額 明治33～42年度

単位：銭

	33年	35年	36年	37年	38年	39年	42年
賦課実総額A	206286.7	141999.8	100540.2	128934.6	138233.6	140588.2	142413.8
総地価割	41129.2	39180.1	36889.8	35406.7	31834.7	35098.3	46512.6
うち他町村	5000.0	5000.0		1500.0			
祭典戸数割	8827.5	16814.7	7090.3	7028.05	18882.8	9563.5	13505.1
通常戸数割	2986.3	7165.5	4275.1	13075.45		10162.8	6275.0
協議費 計	57943.0	68160.3	48255.2	57010.2	50717.5	54824.6	66292.7
真鳥羽堰割	63565.0	27975.3	26414.7	25462.1	44701.0	45298.7	32184.3
中萱堰割	62637.3	22547.6	22541.7	22623.1	39458.1	34685.1	41817.1
庄野堰割	900.0	186.6	1093.4	386.6	572.2	345.3	561.3
勘左衛門堰割	9579.8			450.0	481.0	562.0	832.0
水利費 計	136682.1	50709.5	50049.8	48921.8	85212.3	80891.1	75394.7
水防費 計	11653.7	23129.5	2234.8	23002.6	2304.3	3873.5	686.4
実収総額B	206297.3	142036.1	100558.3	130265.8	138308.6	140786.0	153434.7
差引 (B-A)	10.6	36.3	18.1	1331.2	75.0	197.8	11020.9

各年度の「決算帳」による。前半期と後半期を合算して年度とした。

水防費は「五ヶ割」あるいは「五ヶ組合割」である。

賦課実総額は内訳の合計と一致しないことがあるが、そのまま。

内訳の「他町村」とは真々部地籍に地価を有する他耕地のものへの賦課額を示すが、その空欄となる年度もこの賦課がなされた。また、同38年の通常戸数割の空欄は、祭典戸数割と通常戸数割が合算されたことによる。

賦課実総額は明治36年の1005円40銭余から同33年の2062円86銭余の間を推移し、実収総額も同じように1005円58銭余から2062円97銭余の間を推移する。実収総額から賦課実総額を差引いた「差引 (B-A)」は同36年の18銭余から同42年の110円20銭余と大きく動いている。この差引は同37年の13円31銭と同42年の110円20銭余がとくに大きい。37年度には21名の督促手数料、4名の収入未納金、延32名の過怠金などがあり、38年には耕地外の有力地主4名への督促があり、39年以降にも督促があった。

協議費は482円余から681円余、水利費は489円余から1362円余、水防費は6円余から231円余とそれぞれ推移するが、水防費の増減の幅が大きい。同35年と同37年が200円を超えていたが、他の各年度は6円余から38円余であった。賦課実総額に占める割合では、協議費が同38年の36.7%から35年と36年の48.0%、水利費が

35年の35.7%から32年の66.2%におよび、両者をあわせると、35年と37年が82～83%であるが、他の各年度は97%以上であり、協議費と水利費が耕地費のほとんどをしめていた。

水利を構成する各堰は真々部耕地のみで完結するものではなく、数か耕地が構成する組合によって運営されていた。同様に梓川左岸の水防も高家村の五ヶ耕地の組合によって運営された。本稿ではこれらを割愛することにして、協議費を中心に耕地の生活（財政）を観ることにする。

2. 「収納帳」の賦課項目、賦課戸数および賦課金額について

ここでは耕地の財政を「収納帳」を通じてみる。まず、明治35年（1902）から同42（1909）年におよぶ各年度前半期の賦課項目と賦課戸数を取りあげる（表2）。

表2 耕地収納帳にみえる賦課項目と賦課戸数 明治35～42年

	賦課項目	35年	36年	37年	38年	39年	41年	42年
協議費	戸数割	218	213	205	218	219	216	212
	呑面割	216	211	209	219	220	217	212
	墓地管理人給	157	155	157	157	154	155	153
	総地価割	185	184	185	185	185	183	186
水利費	中萱堰反別割	124	125	124	122	121	122	119
	同上地価割	122	124	125	122	120	120	119
	真鳥羽堰割	81	83	83	83	82	88	86
	庄野堰割	4	4	4	5	4	4	4
	勘左衛門堰割				9	10	10	11
	田中堰割	3						
水防費	五ヶ面割	59	2		18			
	同地価割	62	2	22	2			
	巾下面割	71	125	103	123	153	141	141
	同地価割	24	87	87	87	103	101	101
その他	外金	6						

真々部区有文書による。なお、各年度の前半期を表示した。

賦課項目をみると、決算帳の祭典戸数割と通常戸数割が、収納帳では戸数割一本となる。また決算帳の五ヶ割あるいは五ヶ組合割が五ヶ面割、同地価割、巾下

面割、同地価割などの4項目となり、39年からは巾下面割、同地価割の2項目となっている。巾下は、梓川の川沿いの低地に展開する相当の反別の水田開発がなされた地区であり、小字集落の梓橋町がそこに位置する。

賦課戸数では、戸数割が205戸から218戸、呑面割は209戸から220戸、墓地管理人給は153戸から157戸、総地価割は183戸から186戸の間を推移する。明治21年度後半期にはそれぞれ152戸、155戸、155戸および174戸であったから、戸数割と呑面割では50戸以上の増加となるが、墓地管理人給では増減なしといってよい。水利費では反別割りをみると、中萱堰は119戸から125戸、真鳥羽堰は81戸から88戸、庄野堰は4戸から5戸、勘左衛門堰は9戸から11戸などと推移する。水防費では巾下をみると、面割が71戸から153戸、地価割が24戸から103戸と推移するが、これは巾下の開発の展開、とくに小字集落梓橋町の形成に関連するものであろう。なお、面割は居住戸をしめし、地価割は地価（土地）所有戸をしめすものである。

表3 耕地収納帳にみえる賦課項目と賦課額(銭) 明治35～42年度

	賦課項目	35年	36年	38年	39年	42年
協議費	戸数割	18940.9	13557.4	21242.1	17235.0	20217.6
	呑面割	1305.0	1254.0	1311.0	1290.0	1260.0
	墓地管理人給	159.0	155.5	156.5	178.2	153.0
	総地価割	44668.0	40444.0	36399.0	39749.0	48727.0
	計	65072.9	54410.9	59108.6	58452.2	70357.6
水利費	中萱堰反別割	13840.3	15058.2	28371.0	24731.4	31320.8
	同地価割	8523.4	7930.2	14473.8	12735.5	16029.5
	真鳥羽堰割	28468.9	59534.5	43636.5	43749.0	32146.6
	庄野堰割	134.0	1104.8	746.2	347.0	561.3
	勘左衛門堰割			505.7	565.3	856.6
	田中堰割	153.3				
	計	51119.9	83627.7	87733.2	82128.2	80914.8
水防費	五ヶ面割	3522.8	284.1	0.6		
	同地価割	406.8	10.4	63.0		
	巾下面割	2296.7	657.8	816.6	1216.3	308.9
	同地価割	5016.7	1781.1	1907.4	3209.5	751.9
	計	11243.0	2733.4	2787.6	4425.8	1060.8
	外金	837.0				
	総計	128272.8	140772.0	149629.4	145006.2	152333.2

資料は表2とおなじ。年度の前半期と後半期が整ったものを表示した。厘以下を四捨五入した。

賦課額をみる。前半期と後半期の収納帳が整った年度を表示したのが表3である。協議費は544円10銭余から703円57銭余、水利費は511円20銭余から877円33銭余、水防費は10円60銭余から112円43銭の間を推移し、総計は1282円73銭余から1523円33銭余の間を推移している。そして35年の協議費が総計の50.7%を占めたことを除くと、他の年度では水利費が53.1%から59.0%、ついで協議費が38.4%から46.1%、水防費は35年の8.8%から42年の0.7%をしめていた。なお、各年度の総計は、36年度の総計1066円余を100とすれば、120（35年）から143（42年）を推移した（表3）。

協議費について各年度の前半期と後半期をわけてみる（表4）。少額で変動の幅が狭いのが呑面割と墓地管理人給である。呑面割は6円21銭から6円57銭、墓地管理人給は74銭余から1円03銭と推移する。1戸の賦課額は前者が3銭、後者は0.5銭と固定されていた。他方、戸数割は38年後半期の49円94銭余から同年前半期の162円48銭、総地価割も38年後半期の126円40銭から41年前半期の257円35銭、協議費は38年後半期の183円66銭余から42年後半期の410円50銭余をそれぞれ推移する。そして三者ともに42年度を除くと各年度の前半期が後半期よりも多額であった。

表4 協議費の賦課項目と賦課額(銭) 明治35年～42年度

	墓地管					計を100とする比率%	
	戸数割	呑面割	理人給	総地価割	計	戸数割	総地価割
35年前	12616.0	648.0	78.5	23152.0	36494.5	34.6	63.4
後	6324.9	657.0	80.5	21516.0	28578.4	22.1	75.3
36年前	8520.4	633.0	77.5	23126.0	32356.9	26.3	71.5
後	5037.0	621.0	78.0	17318.0	23054.0	21.8	75.1
37年前	12871.0	627.0	78.5	24263.0	37839.5	34.0	64.1
38年前	16248.0	657.0	78.5	23759.0	40742.5	39.9	58.3
後	4994.1	654.0	78.0	12640.0	18366.1	27.2	68.8
39年前	10203.0	660.0	103.7	24489.0	35455.7	28.8	69.1
後	7032.0	630.0	74.5	15280.0	23016.5	30.6	66.4
41年前	11776.0	651.0	77.5	25735.0	38239.5	30.8	67.3
42年前	5323.6	636.0	76.5	23271.0	29307.1	18.2	79.4
後	14894.0	624.0	76.5	25456.0	41050.5	36.3	62.0

資料は表3とおなじ。

呑面割と墓地管理人給とは賦課額が僅少であり用途が限定されている。他方、戸数割と総地価割は協議費の主な部分であり、耕地財政の根幹をなすものである。戸数割は協議費の18.2%（42年前半期）から39.9%（38年前半期）、総地価割は58.3%（38年前半期）から79.4%（42年前半期）をしめ、両者で協議費の95%以上をしめる。そして42年度をのぞけば、両者ともに前半期が後半期よりも多額であった。

3. 明治36年度の耕地の生活（財政）について

36年度には2月24日、3月5日、3月12日、3月23日、4月19日に総集會が開かれ、46名から90名が出席していた。しかし8月にはその記録がなかった。翌37年3月9日の初集會には77名が出席した。

祭典戸数割 日露戦争の前年度である明治36年度の耕地の生活はどのように営まれたか。まず、「祭典費并通常戸数割」をつうじて、祭典費をみる。36年前半期は、52個の事項からなり、総額126円11銭4厘である。祭典の主役である共親社は祭典費の内渡し金、燈籠修繕料、諏訪社祭典二付酒代、神明社祭典二付修繕料、祭典諸道具土用干しなどで63円16銭9厘、総額の50%強を受けた。ついで中村八王子様、戸隠神社、八幡宮、その他の社祠などの祭典費12円31銭5厘、舞台、雨蓋、天幕、幟などの修繕や各社祠の飾付などの25円18銭5厘、社掌・当番の給料6分と礼金22円、諸税2円2厘などである。祭典費は共親社のほかに19名に支払われたが、耕地外のものは瓦屋だけであった。

祭典費の負担は総地価割分が4割であり、戸数割分が6割とされていたので、戸数割分は76円14銭9厘となった。これから五ヶ笠置工事、学校家賃、他村地価へ賦課する分などの35円40銭、共有地の下草71銭、その他1円60銭などを差引くと37円3銭9厘となる。これを本戸147戸に割ると1戸二付金25銭2厘となる。

同年後半期は33個の事項からなり総額97円93銭9厘である。社掌・当番の給料4分、14円、戸隠様・神明社・社宮司様の酒代などの12円60銭を除くと、他はすべて屋根葺き替え・修繕などの費用であった。祭典費の6割は58円76銭4厘となる。これから3件の祭田の年貢9円90銭と「他村地価へ賦課スベキ分15円」を差引くと33円86銭4厘となる。これを本戸147戸に割ると1戸に付金23銭1厘となる。

通常戸数割 前半期は9項目、34円11銭1厘である。主なものは小倉北沢山（入会）組合費の22円54銭、ついで小使と衛生員給料、種痘の際費用、その他がある。後半期は4項目である。主なものは「風祭ノ際」の酒代2円30銭、小使と衛生員給料、その他がある。これを153戸に割ると、前半期は1戸二付金22銭3厘、後半期は1戸二付金5銭6厘5毛となる。

したがって住民には祭典戸数割と通常戸数割を賦課されるものと、通常戸数割のみを賦課されるものがあり、前者と後者のそれぞれに本戸分と半戸分とがある。なおこれについては後述する。

総地価割 前半期の「総地価賦課帳」は73項目からなり、N家の火事の際の4円33銭6厘、茶半斤、炭一俵、筆墨紙、ランプ二つり、火鉢四つ代などの21品目の消耗品11円24銭5厘、兵士の送迎関係の5件9円42銭5厘、初集会、帳簿引継、帳簿検査などの14円23銭、耕地内の16か所の橋梁の修理、道普請等の資材の15円59銭7厘、役場関係の2円66銭、総代給料と常使心付けの21円90銭などと多様である。それらに祭典費4分の50円76銭6厘と五ヶ組合割4分5厘の11円57銭5厘が加算されて、総額176円82銭となる。

176円82銭から「他町村地価へ賦課すべき金」10円を差引くと168円82銭となり、これを総地価5万3969円09銭に割ると、「地価金100円二付金30銭9厘1毛」となる。

他町村所有地価特別割分は地価割の内10円、祭典費割の内15円、集会所新築費の35円05銭2厘の合計60円05銭2厘となる。他町村地価は1万0117円40銭（総地価の18.7%）とされたから、「地価金100円二付金59銭3厘88余」となった。

後半期の「総地価賦課帳」は72項目、合計157円02銭6厘である。27項目は橋梁・里道・集会所などの補修材料の31円17銭1厘、18項目は炭・雑費・買物・筆墨紙・茶・酒・氷豆腐・田作りなどの事務運営費27円37銭3厘、風祭の4円35銭、兵士送りの5円67銭5厘、利子・税・割入費などの3円61銭3厘、惣代・常使の給料などの26円56銭などであり、前半期と同じように多様である。これらに祭典費の4分、五ヶ割、前半期の割不足14人分その他がつづく。

合計から「他町村地価へ賦課すべき金」10円を差引くと147円02銭6厘となり、総地価金に割ると「地価金100円二付金27銭2厘5毛」となる。他町村地価への特別賦課は地価割の内と祭典費割の分の計25円を他町村地価で割り、地価金100円二付金24銭6厘となる。したがって他町村地価をもつ各戸の賦課は地価金100円二

付金51銭8厘5毛となる。

賦課徴収の不足 明治35年度の不足分の引き継ぎが4戸、計6円81銭8厘、36年度前半期には8戸、9円95銭8厘、後半期には14戸、13円84銭1厘とある。したがって36年度の不足は延22戸、合計23円79銭9厘となる。なお、50銭未満が延14戸あり、1円以上も6戸を数え、なかには5円57銭4厘の1戸があった。さらに、神明社寄付金不足が4戸、97銭が加わった。

また、不足ではないが、帳簿検査後の12項目、12円89銭3厘が記入され、なかに兵士送りの際の2月27日の酒1斗8合、3月12日の酒1斗5合などの計6円39銭がある。以上は支出で合計44円49銭となったが、他方収入は36年度年貢初代其の他の50円60銭あり、余剰の8円11銭を計上したのが37年3月20日であった。

協議費の賦課戸数と賦課額の分布 前半期には呑面割211戸、墓地管理人給155戸、戸数割213戸、総地価割184戸（うち耕地138戸）などである（表2）

表5 戸数割の賦課額・銭と賦課戸数 明治36年度前半期

	通常戸数割のみ		通常＋祭典戸数割		計
	半戸	本戸	半戸	本戸	
賦課額	11.15	22.3	23.7	47.5	
賦課戸数	5	8	51	149	213

「収納原簿」から戸数割の賦課額と賦課戸数をみると通常戸数割のみの13戸と通常戸数割と祭典戸数割の両者を賦課される200戸とがあり、それぞれに本戸と半戸があった（表5）。

さて、前半期の収納原簿には呑面割賦課のないものが7戸あり、そのなかに墓地管理人給賦課が3戸、通常戸数割と祭典戸数割の賦課が2戸、総地価割賦課の6戸などが含まれる。そして呑面割と戸数割の両者を賦課されたものが211戸ある。まず各戸の協議費の賦課金額の階層分布をみる（表6）。

呑面割・墓地管理人給・通常戸数割半戸分の1戸の賦課額が14銭65であり、それに総地価割7.4銭を加えると22銭05となるのが5戸ある。第二は呑面割、通常戸数割と祭典戸数割の両者の半戸分の賦課額26銭7の21戸があり、それらの多くは入寄留戸である。第三の賦課額27銭2は第二のものに墓地管理人給を加えたもの

で、その多くは入寄留戸の耕地の墓地を利用するものである。それにいくらかの総地価割を加えたものが27銭3厘から50銭までの9戸である。第四の賦課額50銭5は、呑面割と通常戸数割と祭典戸数割の両者の本戸分を賦課されるもので、そこに27戸あり、これに少額の総地価割加えたものが5戸ある。第五の賦課額が51銭以上のものは、相当の総地価割を賦課されるものであるが、うち少数のものは墓地管理人給の賦課がなかった。

さて、この211戸が合計230円64銭95の協議費を賦課されたが、これは前半期協議費総額323円59銭95の71.3%をしめる。賦課額3円以上の15戸が計60円72銭1、合計の26.2%を負担した。これは協議費の18.8%弱にあたる。

表6 協議費賦課金額別

戸数分布	
銭	戸数
14.65	4
22.05	1
26.7	21
27.2	23
27.3～50	9
50.5	27
～51	5
～100	50
～150	17
～200	21
～300	18
～400	11
～500	3
1000～	1
計	211

表7 地価金所持階層別戸数分布

円	耕地	入作	計
～ 10	8	3	11
～ 50	16	8	24
～ 80	16	7	23
～ 100	7	6	13
～ 150	18	9	27
～ 200	11	2	13
～ 300	8	5	13
～ 400	11	1	12
～ 500	11	2	13
～ 600	6		6
～ 700	7	1	8
～ 800	4		4
～ 900	6	1	7
～ 1000	4		4
～ 1500	4		4
3000～	1	1	2
計	138	46	184

表6と表7はともに明治36年度前半期である。

これは「明治三十六年度前半期 収納原簿 第一号 第二号」と「明治三十六年度前半期 総地価賦課帳」による。

さらに、地価金所持階層の戸数分布をみる（表7）。明治44年の市町村制の改正まで町村会議員の選挙権が国税2円以上、同32年の改正により県議会議員の選挙権が3円以上、同33年の改正により衆議院議員の選挙権が10円以上とされた。国⁽⁴⁾

税納入が地租のみではないが、当面、地租をとりあげる。地租2円以上納入には地価金80円以上、おなじく3円以上には地価金100円以上、10円以上は334円以上を要する。耕地の地価金所持は138戸あるが、うち80円以上が98戸あり、これらが村会議員、100円以上の91戸が県議会議員、334円以上の50戸が衆議院議員のそれぞれ選挙権を有することになる。しかし地価金所持80円未満の40戸も土地所有者である。土地、とくに宅地の所有者は耕地の永住者であるか、その意思をもつものとみなされたようである。

「他町村所有地価」所持戸をここでは「入作戸」と称する。他耕地に居をかまえる各戸が耕地地籍に所有する土地の地価金の総額を「他町村所有地価」という。この所持戸は46戸あり、うち地価金400円以上のものが5戸あり、最高3000円以上が1戸ある。これらの5戸が耕地の入作地主とみなされたようである。

後半期において呑面割と戸数割の両者を賦課されるものが206戸あるが、その他が13戸ある。このうち取消が1戸、免除が1戸、記入なしが4戸ある。そして、呑面割2戸、墓地管理人給4戸、戸数割3戸、総地価割6戸などが記載されている。免除と記入なしの計5戸をのぞく8戸の賦課額は2銭6から31銭8の間にある。これについては出寄留や名義上の財産分割などが考えられるが、今後の課題としたい。他は前半期と類似する面が多いので割愛する。

4. 明治37年度の耕地の生活（財政）について

前半期戸数割 「明治三十七年前半期 祭典通常戸数割 真々部耕地」は祭典費割として25事項、合計82円26銭1をあげる。共親社への祭典費渡金、右金利子、酒代諏訪社の分、神明社の分、角力増金、右三口ノ利子、土用干し酒代などの43円53銭、祠掌と宮番の給料・礼金や八幡社掃除料などの19円40銭、屋根葺き、七五三飾り、神明社幟立木、古宮八王子社新調費などの7円59銭2および菓子屋、宮瀬商店、杉徳などへの祭典費の支払いの11円08銭8が主なものであった。戸数割分は49円35銭7であり、それから37年度学校借家料その他の13円12銭を差引くと36円23銭7となる。これを本戸147戸にわり、1戸に付金24銭6厘5毛1となる。

さて通常戸数割として38事項、合計73円16銭8厘をあげる。主なものは小倉北沢山組合費、共有地諸税などの20円03銭3厘、衛生委員給料、種痘に付実費、衛

生法施行の時実費などの4円52銭8厘、非人追日当、非人追立木作材料などの6円18銭、集会所鍵5個代、同屋根押木、屋根石運搬料などの3円、および2月10日、2月27日、3月11日、5月4日などの兵士出立二付酒代、肴薪代、するめ代、部屋代および旗持ち、隣耕地の飯田戦死者葬儀の旗持ちの兵事関係の37円72銭5厘であり、兵事関係費が通常戸数割の50.9%を占めたのである。合計73円16銭8厘を153戸にわると1戸に付金47銭9厘となり、祭典戸数割と合わせると本戸72銭551、半戸36銭2755となった。

後半期戸数割 「明治三十七年后半期 祭典通常戸数割 真々部耕地」は祭典費割として17事項、合計34円04銭35をあげる。主なものは祠掌・宮番給料と「戦勝祝賀軍人祈祷祭二付礼金」などの18円80銭、鳥居上棟式関係の7円35銭、共有地諸税の4円22銭およびその他の3円21銭55である。合計から他村地価配賦金15円と年貢2件7円65銭を差引くと11円39銭35となり、戸数割分が6円83銭6厘になる。これを164戸に割り1戸分が金4銭2厘となる。ここで注目されるのは前半期の本戸147戸が後半期には17戸増加して164戸となったことである。

通常戸数割は19事項、合計57円58銭85となる。まず衛生委員・小使給料、種痘二付実費、稲核火災見舞金などの9円80銭である。そして兵事関係費は軍人優待会供出金3分、兵士送迎費、軍人優待会集会費、兵士旗持、旗竿4本、煮干し代、パン1斤、席料薪代、送別の際の酒代およびその他からなり47円78銭65となり、通常費の83%弱をしめる。合計57円58銭65から前半期過剰金や督促手数料の3円09銭2を差引く54円49銭45となり、170戸にわると1戸分金32銭1厘であり祭典戸数割と合わせると本戸38銭2、半戸18銭1厘5毛となる。前半期の153戸が17戸増加して本戸170戸となった。そして注目されるのは、36年度には総地価割に含まれていた兵事関係費が37年度には通常費を構成していることである。

前半期総地価割 「明治三十七年度前半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は59事項、合計221円51銭7であった。主なものは祭典費4分、五ヶ割4分5厘分、割入費などの116円02銭6、伐採事件関係の6事項12円05銭6、地価割関係の4事項19円93銭4、惣代・小使給料、報酬と前渡し金の40円15銭4、刳俵、橋板、諸木、むしろなどの資材と暗渠、伏樋、橋梁、里道の改修などの14円68銭、買物、石油、宮本紙、筆墨紙、手桶その他の事務用品の5円32銭7などである。さらに公債募集時の傳馬料10銭、軍債募集に付村長出頭の際の肴代20銭があった。

合計221円51銭7から「他町村地価へ賦課すべき金」10円を差引くと211円51銭7となり、総地価金に割ると、地価金100円二付金39銭1厘9毛213となる。「他町村地価へ賦課すべき金」は地価割分10円と祭典費分15円の計25円であり、これを地価金1万0188円49銭に割ると100円二付金24銭6厘となる。したがって「他町村地価」金100円二に付63銭8厘となった。

後半期総地価割 「明治三十七年度后38半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は38事項、合計132円55銭であった。主なものは祭典費4分、五ヶ組合負担4分5厘、地価割入の分などの30円82銭35、惣代給料、小使給料および心づけの23円89銭3、名寄帳三冊・地価帳一冊調整費、字紙代、製本料および帳簿表紙の18円41銭、軍人優待会拠出金、その他の10円97銭65、道普請用諸木・縄・俵、地価負担分、その他の30円85銭5、雇日当、筆墨紙代、茄子代、畳表、畳修理、布団代金、炬燵建築賃、炭三俵代、その他の21円87銭7である。合計132円55銭の賦課方法は前半期と同様であり、まず、地価金5万4860円20銭に割る分は地価金100円二付金22銭5厘06余、「他町村負担額」の25円を地価1万0510円76銭に割り地価金100円二付23銭7厘8毛余となる。

前半期の総地価金が5万3969円09銭であったのたいして、後半期のそれが5万4860円20銭とある。これは同年12月に総地価が改訂されたことによる。

36頁の表8から表11まではいずれも「明治三十七年十二月改訂 総地価帳 高家村真々部」による。総地価金は前半期よりも1.6%強増加した。うち入作が1万0510円76銭、総地価金の19.2%、巾下が1万5145円46銭、総地価金の27.6%をしめる（表8）。各堰の水田反別は、中萱堰77町1反7畝14歩、総反別の56.2%、真鳥羽堰が50町6反1畝25歩、総反別の36.9%となり、両者で水田総反別の93.1%をしめる（表9）。

地価金額別戸数分布をみる（表10）。耕地の地価所有者が157戸であり、80円未満が56戸、総数の35.7%、80円から400円未満が62戸、おなじく39.5%、400円から600円未満が27戸、おなじく17.2%、600円以上は22戸、おなじく14.0%という構成である。

水田反別規模別戸数分布をみる（表11）。耕地では無所有が24戸、総数の15.3%となる。耕地地籍の水田のみの所有であれば、小自作層にぞくするであろう3反未満が47戸、自作小あるいは自作層の3反から1町未満に48戸、自作上層あるい

は耕作地主層の1町以上4町未満に37戸、貸付地主層の8町歩以上に1戸が位置する。そして入作のうちの2町歩以上3町未満の2戸と8町以上の1戸はともに貸付地主層に位置したようである。

表8 真々部の総地価金など

明治37年12月		
	耕地	比率
総地価金・円	54860.20	100.0
うち入作	10510.76	19.2
うち巾下	15145.46	27.6

「明治三十七年十二月改訂 総地価帳
高家村真々部」による。

表9 各用水堰ごと反別

明治37年12月			
	畝	歩	比率
中萱堰	7717	14	56.2
真鳥羽堰	5061	25	36.9
庄野堰	114	3	0.8
勘左衛門堰	837	1	6.1
計	13730	13	100.0

表8と同じ文書による。

表10 地価金額別戸数分布

	耕地	入作	計
～ 50	38	14	52
～ 80	18	6	24
～ 100	9	6	15
～ 200	31	12	43
～ 300	11	4	15
～ 400	11	2	13
～ 500	10	2	12
～ 600	7		7
～ 700	3	1	4
～ 800	7		7
～ 900	5	1	6
～ 1000	2		2
～ 1500	4		4
3000～	1	1	2
計	157	49	206

表11 水田反別規模別戸数分布

	耕地	入作	計
無所有	24	9	33
～ 1反	12	4	16
～ 3反	35	16	51
～ 5反	21	8	29
～ 1町	27	6	33
～ 1町5反	15	3	18
～ 2町	11		11
～ 3町	10	2	12
～ 4町	1		1
8町～	1	1	2
計	157	49	206

表10と表11とは表8と同じ文書による。

5. 明治38年度の耕地の生活（財政）について

前半期戸数割 「明治三十八年度前半期 祭典通常戸数割 真々部耕地」は、「祭典ノ部」からはじまる。それは42事項、163円89銭7とあり、前年度の祭典費割と類似した内容である。特筆すべきことは集会所の敷地買入れ、屋根換板、屋根葺き、同上棟式、同登録税および印紙税、その他の11事項、54円24銭7である。なお、立替金利子が11事項、10円72銭9厘であり、借入期間が6か月以内であるが、利息は年利2割となっていた。

戸数割分は祭典費の6割の98円33銭8であり、それから5か所の下草2円92銭5と「他町村地価へ賦課すべき金額」15円を差引くと80円41銭3となる。これを本戸160戸にわり、1戸に付金50銭2厘5毛8となる。

ついで通常戸数割である。それは28事項66円90銭とある。このうち小倉北沢山組合費、小使や衛生委員給料、衛生法施行二付実費、集会場屋根修繕費などの13事項は前年度同期と類似したもので計37円97銭3厘となる。他方、勝野・手塚両君出立の際酒肴代、兵士送りの際音楽隊の子供菓子、高家村優待会費取替、軍人家族労役補助金取替、竹内・矢下両君出立の際酒肴代、兵士葬儀・出立の際旗持ちなどの14事項、計39円74銭3厘は兵事関係費であり、通常費の59.4%をしめる。これを本戸169戸にわり、1戸に付金39銭6厘3毛余となり、祭典費と合わせると、本戸1戸に付89銭8厘8毛8、半戸1戸に付44銭9厘4毛4となった。

後半期戸数割 「明治三十八年度後半期 祭典通常戸数割 真々部耕地」は、「祭典ノ部」からはじまる。それは15事項、29円55銭6厘とあり、祭典関係と集会所関係が前半期に集中したことを反映している。風祭は多くの年度の通常戸数割に含まれていたが、この期の祭典費は風祭の際の御酒と供物一式を含んでいた。それから「他村地価配賦金」や年貢などの27円42銭を差引くと1円73銭6厘となり、その6分の1円04銭2厘を本戸160戸で割ると、1戸に付金6厘5毛1余となる。

通常戸数割は24事項、42円39銭8厘であった。衛生委員や小使の給料、布団洗濯賃、大祓二付七五三飾一式、種痘二付実費、衛生委員実費、記名共有地諸税などの10事項、13円90銭があり、そのなかに非人追日当がある。兵事関係は14事項、20円39銭4厘であり、通常費の48.1%にあたる。これは兵士の送迎の際の酒肴料、群馬・埼玉・本県三県合同招魂祭及び出征兵士歓迎会等負担総額、旗持人夫賃、

音楽隊子供菓子代などからなる。なお、この年度に音楽隊子供が登場した。

合計42円39銭8厘から前半期過剰金や督促手数料などの2円61銭9厘を差引くと39円77銭9厘となり、これを本戸160戸にわり、1戸二付金24銭8厘となった。祭典戸数割の1戸7厘と合計して、本戸1戸二付金25銭5厘、半戸1戸二付12銭7厘5毛であった。

前半期地価割 「明治三十八年度前半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は、47事項、合計218円93銭2厘とある。まず、祭典費4分と五ヶ割4分5厘の77円86銭3厘をはじめに買物地価割、割入費、高家優待会7分、軍人家族労役補助金7分などの50円92銭6厘などの地価割がある。つぎに宮大門橋一か所他道普請材木、大工日当、道普請見立て、五寸釘180匁、材木運び車借用、刳俵、松丸太、金龍寺前橋外二ヶ所修繕、人夫賃、釘かすがいなどの耕地内道普請や橋梁補修などの17円99銭6厘、惣代引継、小使給料、惣代3人給料、小使報酬、初集会の際の酒肴代、雇日当、筆墨紙代、地価訂正費、改良半紙150枚、帳簿検査の酒肴代、その他などの耕地運営費67円92銭5厘、第四回債券の節村長出張、税務署官吏出張、役場吏委員出張などの応接諸費3円21銭などである。

合計から「他村所有者地価へ賦課すべき金額」10円を差引いた208円93銭2厘を総地価金5万3969円09銭に割ると、地価金100円二付金38銭7厘1毛2余となる。他村所有者地価への賦課は、このほかに地価割の内の10円と祭典費の内の15円の計25円がある。それを地価金1万0097円20銭に割ると、100円二付金24銭8厘が追加され、100円二付63銭5厘となった。

後半期地価割 「明治三十八年度前半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は、53事項、合計109円41銭5厘とある。まず、祭典費4分と五ヶ割4分5厘の8円57銭2厘、ついで惣代給料、小使給料・心づけなどの24円56銭2厘、雇日当、筆墨紙代、買物、布団修繕、諸雑費、割入用、帳簿検査の際酒肴代、その他の36円22銭6厘、13か所以上の橋修理や道普請の資材・運搬などの諸費用の23円76銭3厘、共有地・宅地などの諸税3円28銭9厘、非人除け杭打ち諸費2円、風祭二付酒肴代2円88銭1厘などがある。

合計から「他村所有者地価へ賦課すべき金額」10円を差引いた99円41銭5厘を総地価金5万4860円20銭に割ると、地価金100円二付金18銭2厘となる。他村所有者地価への賦課は、このほかに地価割の内の10円と祭典費の内の15円の計25円が

ある。それを地価金1万0410円76銭に割ると、100円二付金24銭余が追加され、100円に付42銭2厘1毛となるのであった。

6. 明治39年度の耕地の生活（財政）について

前半期戸数割 「明治三十九年度前半期 祭典通常戸数割帳 真々部耕地」は、祭典費割からはじまる30事項、計88円13銭3厘である。共親社へ祭典費・酒肴料・土用干し酒肴料などの39円91銭7厘、社掌給料・社掌雇礼3人・宮番給料などの19円91銭7厘、球灯修繕補助金・社切修繕・燈籠修繕などの11円22銭5厘、諏訪社神明社共七五三飾付・原大幟運搬・祭典費御供・神明社祭典御供・その他などの11円67銭、共有田の諸税1円56銭などが内訳の主なものである。戸数割分が52円88銭となり、それから「ドブ下草悉皆の競り代」2円65銭と「他村地価配賦金」15円を差引くと35円23銭となる。これを本戸160戸にわり、1戸に付金22銭1厘となる。

通常費分は18事項、54円14銭5厘である。北沢山組合費などの22円35銭4厘、小使給料・衛生委員給・衛生清潔法施行の節入費などの6円66銭、兵士送迎4回分酒肴代・軍人慰労会に要する費額・軍人優待会寄付金などの12事項24円13銭1厘、大雪に付雪かき補助金三分の一の1円がその主なものである。なお、兵事関係費は通常費の44.7%弱にあたる。これを169戸に割ると1戸二付金32銭3厘となり、祭典戸数割を加算すると1戸二付本戸金54銭4厘、半戸金27銭2厘となった。

後半期戸数割 「明治三十九年度後半期 祭典通常戸数割帳 真々部耕地」の祭典費は22事項、計79円13銭9厘とある。社掌の給料と礼金・宮番給料・小使手当などの21円37銭、諸税4円22銭3厘、風祭酒肴料と供物一式の8円87銭3厘、拝殿建築費用・祭典雑費・舞台倉庫屋根替一式と上棟式・諏訪社神明社両回廊垂鉛板作料・前宮屋根板代などの43円67銭3厘がその主なものであり、戸数割分は47円48銭3厘である。それから「他村地価配賦金」15円と年貢2口の9円92銭を差引くと22円56銭3厘となる。それを本戸160戸に割ると1戸に付金13銭1厘4となる。

通常費分は21事項、計42円75銭5厘となる。この主なもののは兵士送迎酒肴料・同道具借り賃・軍人神酒供物・軍人記念碑上棟式祝儀などの20円49銭5厘、衛生委員給料・小使給料・種痘の際実費・衛生実費支弁などの8円55銭、非人追手当・

非人迫立高札木代や人夫賃と大工作料の4円77銭、奉告祭供物と酒肴料・大祓い七五三飾りなどの3円97銭、布団洗濯と修繕費・洋灯新調代・集会所修理・炬燵板一枚などの3円05銭、共有地諸税の1円92銭などである。なお、兵事関係費が通常費の47.9%をしめる。計42円75銭6厘を169戸にわり、1戸二付金25銭3厘となり、祭典費割を加えると1戸に付金38銭5厘となる。

前半期総地価割 「明治三十九年度前半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は60事項、合計220円73銭3厘とある。まず祭典費4分と五ヶ割4分5厘の59円13銭6厘があり、続いて信濃衛生会看護婦養成費寄付金・高家軍人慰労会に要する費額寄付・高家軍人優待会第五回寄付金などの34円34銭8厘、道普請や橋掛けの資材と人夫賃などの24円57銭1厘、小使給料・惣代給料・小使報酬・衛生委員給料などの40円83銭、地価帳訂正費・小使方傳馬・筆墨紙代・割入費・初集会酒代炭その他買物代・前半期割着手より帳簿検査迄の炭・石油その他買物・帳簿検査集会の節酒肴料などの33円45銭1厘がある。ほかに37年度と38年度の不足金と利息・違算などが加算された。

合計から「他村持地価賦課分」の10円を差引き残の210円73銭3厘を総地価5万3969銭09銭に割ると、地価100円二付金39銭1厘02となる。他村持地価金へ賦課する金額は祭典費の内の15円と総地価割の内の10円、計25円となる。これを地価金1万0097円20銭に割ると、100円二付金24銭8厘である。したがって耕地外の地価保有者はその地価金100円二付64銭となった。

後半期総地価割 「明治三十九年度後半期 総地価賦課帳 真々部耕地」は47事項、合計130円25銭とある。橋梁諸木代、道普請用俵代などの耕地内の橋梁修理や道普請の24事項25円31銭、祭典費4分の31円65銭1厘、五ヶ組合費4分5厘の3円95銭1厘、惣代給料・小使給料と心づけなど24円56銭、筆墨紙代・名寄帳并に地価帳訂正費・雇日当・割入用・帳簿検査に付酒肴料・朱肉并肉池代・筭一本代・諸雑費その他など19事項42円90銭9厘がおもなものである。合計から「他村持地価賦課分」の10円を差引き残120円25銭となり、これを総地価5万4860円20銭に割ると、地価金100円二付金21銭8厘19余となる。耕地外の地価所有者は祭典費負担分15円と総地価割負担分10円の計25円を地価金1万0410円76銭に割り、地価金100円二付金24銭余を加えた金45銭19余を賦課された。

協議費の賦課戸数と賦課額

「明治参拾九年 前半期 収納帳 第一号 第二号 真々部耕地」は各戸の戸数割賦課額と賦課戸数を以上のように示す。通常費のみが10戸と祭典・通常費が209戸である（表12）。

表12 戸数割賦課額と賦課戸数 明治39年度前半期

	通常費のみ		祭典・通常費		計
	半戸	本戸	半戸	本戸	
賦課額・銭	16.2	32.3	27.2	54.4	
賦課戸数	3	7	52	157	219

「明治参拾九年度 前半期 第一号 第二号 真々部耕地」による。

協議費の賦課項目と賦課戸数は次のとおりである。すなわち呑面割220戸、墓地管理人給153戸、戸数割219戸および総地価割185戸（うち耕地141戸、入作44戸）である（表13）。うち呑面割が1戸3銭であり、墓地管理人給が1戸0.5銭とそれぞれ均等である。そして墓地管理人給賦課戸数が153戸と呑面割よりも67戸少なく、戸数割よりも65戸少ないのである。

表13 協議費の賦課項目、賦課戸数および賦課額 明治39年度前半期

	賦課戸数		賦課額・銭			
	耕地	入作	耕地	入作	計	比率%
呑面割	220		660.0		660.0	1.9
墓地管理人給	153		76.5		76.5	0.2
戸数割	219		10230.0		10230.0	28.9
総地価割	141	44	17879.7	6609.3	24489.0	69.0
計			28846.2	6609.3	35455.5	100.0

表12と同じ文書による。

前半期の協議費賦課額は合計354円55銭5厘である。うち呑面割と墓地管理人給は用途が定まっているので、戸数割と総地価割とが協議費の主要財源であることは既に述べてきた。とくに総地価割は耕地の維持管理の主要財源であるだけでな

く祭典費の40%、五ヶ組合費、他耕地との関係調整費などをも負担している。さらに、耕地外の所有者の賦課額は「他村持地価賦課分」と「祭典費負担分」とが加算されることもすでに述べた。そして合計の69%強が総地価割であり、28.9%が戸数割となる（表13）。なお、明治30年度前半期の戸数割が協議費合計の12.0%であったのに対して、その比率が2.4倍強となったのである。

「明治参拾九年 後半期 収納原簿 第一号 第二号 真々部耕地」は戸数割を以下のとおりに記録する（表14）。通常費のみは10戸で増減なしだが、祭典・通常費は半戸が44戸で前半期よりも8戸、本戸は156戸と前半期よりも1戸それぞれ減少している。

表14 戸数割賦課額・銭と賦課戸数 明治39年度後半期

	通常費のみ		祭典・通常費		計
	半戸	本戸	半戸	本戸	
賦課額	12.8	25.0	19.3	38.5	
賦課戸数	6	4	44	156	210

「明治参拾九年度 後半期 収納原簿 第一号 第二号真々部耕地」による。

同様に呑面割210戸、墓地管理人給149戸、戸数割210戸および総地価割185戸（うち耕地141戸、入作44戸）を記録する。前半期にくらべて呑面割10戸、墓地管理人給4戸および戸数割9戸がそれぞれ減少したが、総地価割は増減なしである（表15）。賦課戸数の減少は協議費の各項目と賦課額の減少につらなる。

表15 協議費賦課戸数および賦課額

	賦課戸数		賦課額・銭		計	比率
	耕地	入作	耕地	入作		
呑面割	210		630.0		630.0	2.7
墓地管理人給	149		74.5		74.5	0.3
戸数割	210		7032.0		7032.0	30.6
総地価割	144	44	10459.7	4799.9	15259.6	66.4
計			18196.2	4799.9	22996.1	100.0

表14と同じ文書による。

協議費総賦課額が前半期の354円余の64.9%弱の229円96銭1厘であるが、これは前半期に例祭と兵事関係の事務のほとんどが執行されたことによる。それは総地価割が前半期の62.3%の152円59銭6厘となったことに示されている。他方、戸数割が70円32銭と前半期の68.7%強に減少したが、後半期の協議費の30.6%を占めたことに注意しておく。

表16 協議賦課額別戸数分布

明治39年度前半期	
銭	戸数
19.7	2
29	1
30.2	26
30.7	17
～ 51.6	11
57.4	34
～ 100	42
～ 200	38
～ 300	25
～ 400	12
～ 500	7
～ 600	2
～ 700	1
1400～	1
計	219

以上は「明治参拾九年前半期 収納帳
第一号 第二号 真々部耕地」による。

表17 所有地価金額別戸数分布

明治39年度前半期			
円	耕地	入作	計
～ 10	11	3	14
～ 50	17	6	23
～ 80	13	6	19
～ 100	7	5	12
～ 200	28	13	41
～ 300	12	4	16
～ 400	9	1	10
～ 500	13	2	15
～ 600	6	1	7
～ 700	4	1	5
～ 800	6		6
～ 900	6	1	7
～1000	3		3
～1500	5		5
3000～	1	1	2
計	141	44	185

以上は表16とおなじ文書による。

さて前半期の収納帳によれば、耕地の協議費賦課は227戸になされた。うち、8戸は戸数割が賦課されていない。このなかに免除の2戸、墓地管理人給賦課の3戸および総地価割賦課の6戸がある。それらが耕地に現住していたかどうか。現住していたとすれば、どのような状態にあったかなどを確かめるべきであろう。これは後日の検討課題として、まず、それらを除く219戸の協議費賦課額別戸数分布をみる（表16）。

呑面割・墓地管理人給・通常戸数割半戸分の賦課額19銭7厘が2戸、それに総地

価割9銭3を加えた29銭の1戸がある。つぎに呑面割、通常戸数割と祭典戸数割の両者の半戸分の賦課額30銭2が26戸あり、これらの多くは入寄留戸である。第三の賦課額30銭7はそれに墓地管理人給の5厘を加えたものであり、これが17戸あり、入寄留戸の中の耕地の墓地を利用するものが含まれる。それにいくらかの総地価割を加えたものが51銭6までものが11戸ある。第四の57銭4厘は呑面割に通常・祭典戸数割の本戸分であり、これが34戸ある。第五の賦課額57銭4厘以上のものが128戸あり、それぞれ総地価割の多寡に応じて階層分布しており、このなかに墓地管理人給の賦課がないものを少数含まれている。

この219戸が合計288円46銭95の協議費を賦課された。それは前半期協議費総額354円55銭3の81.3%強をしめる。うち3円以上賦課されたものが23戸あり、その賦課額は計104円27銭1となった。賦課戸数の10.5%が協議費の45.3%を負担したのである。また、耕地内の賦課額最高の14円50銭9厘の1戸は協議費総計の4.0%強、同様に入作のその20円00銭8の1戸はその5.6%強を負担したのである。さらに、地価金所有戸数の階層分布をみる(表17)。すでに述べたが明治44年の市町村制の改正まで町村会議員の選挙権が国税2円以上、同32年の改正により県議会議員の選挙権が3円以上、同33年の改正により衆議院議員の選挙権が10円以上とされた。国税納入が地租のみではないが、当面、地租をとりあげる。地租2円以上納入には地価金80円以上、おなじく3円以上には地価金100円以上、10円以上は334円以上を要する。以上を明治36年度前半期のそれとくらべると、地価金所有が138→141戸、地価金80円以上が98→110戸、おなじく100円以上が91→93戸、その334円以上が50→53戸となるから、村会議員の有権者が12戸増加したことになる(表7参照)。

「他町村所有地価」所持戸を「入作戸」と称する。他耕地に居をかまえる各戸が耕地地籍に所有する土地の地価金の総額を「他町村所有地価」という。この所持戸は44戸あり、うち地価金400円以上のもが6戸あり、最高3000円以上が1戸ある。これらの6戸が入作の地主層とみなされる。

なお、後半期のそれは前半期と類似しているので割愛する。

7. 明治39年4月 軍人慰労会について

日露戦争は明治38年（1905）9月5日に終わった。そして同39年4月4日に耕地の軍人慰労会が催された。その領収（収入）・支出を表18にしめす。

表18 軍人慰労会の収入と支出 明治39年4月

	金額・銭	事項		金額・銭	事項
	2315	領収の分 4月3日殿村・田中部分	4月3日	370	支出の分 煙火8本代
	1160	寄付金 来賓御祝儀 内1000軍人一統 100竹内定一郎 60役場吏員3名		200	万国国旗借賃
	2325	上真々部・梓橋町		749	上真々部酒2斗1升9合代
	250	殿村・田中分		76	供物四品代 丸伊
	150	同断 右4口ニテ全部入済		1135	魚綱打40個并に運賃
	1840	中村分		1055	村万 肴211包代
	1705	町全部		391	菓子屋支払い分
計金	9875			10	宮瀬嘉門太 縄5把代
				230	蓄音器礼金 蓄音器運搬料
				75	勘九郎 板損料
				162.5	盃損金
				235	人夫12人
				900	木杯26個代
				150	松本行実費 10人分
				8	薪代 手塚兼一
				10	爛風呂借賃 丸山辻吉
				20	荷車借賃 油屋10銭 □□10銭
			4月4日	3742.3	宮瀬商店支払
				90	酒2升 内45銭 宮瀬店 入
				50	佐馬吉 手当
				46	傳馬料
				50	西川礼金
				50	酒屋礼金
			計金	9786.5	
			収支差引	89	内金31銭 酒1升
				150	銀行寄付金

以上は「明治三十九年四月 軍人慰労会々計帳」による。

「軍人慰労会原案」は軍人26名、来賓として役場7名、西川2名および前村長の計36名を招待することとされた。竹内定一郎は前村長、西川は村社八幡社・諏訪社合殿（産土社）の社掌であり、それに1名の補助神官が加わった。式次第が明

らかでないが、産土社での奉告祭がなされたのであろう。予算として25銭の折詰の40人分、金10円、1升35銭の酒6斗、金21円、記念贈呈品の木杯26個、金7円80銭、村方150人分として肴料、金6円、雑貨5円および余興費2円として合計52円の予算をくむのであった。

この会を催すためにつぎの諸役員がおかれた。それは「軍人并二来賓招待掛」2名、「肴賄掛并二国旗」4名、酒賄掛3名、余興掛2名および木杯請取り方2名などである。

連絡のための傳馬人夫が4月3日に7名、6名はそれぞれ1名30銭、他の1名を15銭の賃金とした。そして4月4日に形付のために5名、1名20銭の賃金として、この費用の合計が2円35銭とくみこまれた。

この会を催す前に、「真々部軍人歓迎会」の委員が各小字集落に置かれていた。町通り4名、田中・殿村4名、中村4名および上真々部4名である。惣代3名とこれらの委員が「真々部軍人歓迎会」準備を行い、会計掛を惣代がつとめることとなった。

収入は上真々部・梓橋町、殿村・田中、中村および町通りの小字集落の各戸の寄付金、来賓各位の祝儀で99円75銭となった。これに梓橋銀行の1円50銭の寄付金を加えると100円25銭となる。

支出をみる。4月3日に煙火を打ち上げ、会場に万国国旗を飾る。丸伊からの供物・魚綱打ちの折詰などに村方150人分をこえる肴211包、記念品の木杯を用意し、余興のための蓄音器礼金と運搬料を支払う。爛風呂や荷車を借りる。そのほかに松本行実費として10名、1名分15銭、計1円50銭が支出される。

支払額が最も多額であるのが宮瀬商店である。その内訳をみる（表19）。この商店は軍人慰労会の準備、執行および後片付けのそれぞれにおいて相当な役割を行っており、耕地の各小委員会や本会などでの食事・事務用品・灯油の購入および徳利などの器具の貸し出しなどをしていた。それは耕地（大字集落）の主要な社会的交流の結節機関のひとつであった。⁽⁴⁾

4月4日は後片付けで酒や小使の手当て、社掌への礼金、酒屋という有力家への礼金などが支出された。支出合計97円86銭5厘となり差引89銭余剰となるが、それに銀行寄付金を加えると余剰は2円39銭になった。

表19 宮瀬商店への支払い内訳

月日	金額・銭	品目・数量	月日	金額・銭	事項
3. 30	67. 5	上下酒ヌキ1升5合	4. 3	32. 0	手帖16冊
	22. 0	こし200匁		9. 8	石油7合
	67. 5	上下酒ヌキ1升5合		52. 5	するめ7把
	3. 0	石油2合		200. 0	
	135. 0	上下酒ヌキ3升	4. 4	420. 0	上下酒ヌキ1斗2升
	16. 0	小口エビ40		150. 0	煮さかな
	4. 4	白醬油2合		6. 0	
	15. 0	壽るめ2把		225. 0	上下酒ヌキ5升
	6. 0	状袋上3把		10. 0	尺二玉10枚
	6. 0	墨界紙1丈		37. 5	するめ5把
	45. 0	上下酒ヌキ1升		155. 0	新古酒5升
	7. 5	壽るめ1把		75. 0	上下酒ヌキ2升
4. 3	60. 0	炭1俵		42. 0	三合徳利7本
	8. 0	宮本紙1丈		24. 6	三合徳利41本二対
	2. 0	割ばし45ぜん			スル損料
	1400. 0	特上ヌキ酒4斗		5. 0	上々口徳利5本二対
	300. 0				スル損料
	35. 0	ミツカン2把		3742. 3	
	23. 0	さけかん1			
	35. 0	特上ヌキ酒1升			
	16. 0				
	29. 0				

以上は表18と同じ文書による。
なお数量はアラビア数字を使う。

表20はこの行事への各戸の寄付額をしめす。寄付戸数が134戸であり、寄付金額は1戸10銭から同4円までにおよぶ。同39年度前半期の戸数割賦課が219戸であったから、寄付戸数がその61.1%弱となる。軍人26名を26戸とみてよいとすれば寄付戸数が160戸となり、戸数割賦課戸数の73%強となる。ここにあらたな小字集落の梓橋町が登場し、高家郵便局と梓橋銀行が耕地の構成員とされている。既に同35年に梓橋講中が道祖神を建立し祭祀を営み続けるのであるが、そこでの現住戸が「収納原簿」では入寄留戸と扱われており、寄付帳では上真々部・梓橋町とまとめられた。

10銭から30銭までの5階層に計79戸が位置し戸数計134戸の59%弱となり、寄付

金額は16円、総額の16.2%強となる。他方、寄付金額1戸1円以上4円の各層に23戸が戸数計の17.2%弱となるが、寄付金額累計が39円40銭、総額の39.9%弱となる。そしてこの行事は寄付金と祝儀によって営まれ、耕地や高家村からの補助はなかった。

表20 軍人慰労会寄付金額別戸数分布

上真々部 明治39年4月

金額・銭	町通り	梓橋町	殿村・田中	中村	戸数計
10	8	3	4	4	19
15	2	8		1	11
20	5	9	4	2	20
25	1	4			5
30	8	10	4	2	24
35		1		1	2
40	3	1		4	8
50	3	3	3	4	13
60			1		1
70	2	2	3		7
80				1	1
90					0
100	1	2		1	4
110			1		1
120		1	1		2
130			1	1	2
150	2		1	1	4
180			1	1	2
200	1		1	2	4
220	1				1
250				1	1
300		1			1
400			1		1
戸数計	37	45	26	26	134

真々部耕地委員「軍人慰労会寄付帳」による。

まとめにかえて

日露戦争が「その規模において、戦費において、国民の傾倒した努力において、日清戦争の比ではなかった。・・・戦時財政は多くの増税によって賄われた。・・・

このために地方自治体の財政にも多くの影響を与えた⁽⁵⁾」という。たしかにその通りであろう。高家村の資料が未見なので長野県市町村収支決算より収入決算をみると、明治36年度の337万円2427円が37年度の232万9318円、38年度の230万1906円となったのである。36年度を100とすれば、37年度69.1および38年度68.2であった⁽⁶⁾。行政村歳入の大幅の減収である。

この状況のもとで、耕地は慣行として制度化されていた諸事業を営んできた。すなわち、産土社の祭典、維持および管理を行い、集落神社の統合に備える。耕地内の里道、橋梁、諸施設および共有財産を整備する。入会山野や水防などの耕地連合の組合に参加する。消防、自衛および其の他の用意し、行政村、郡、関係官庁との連絡を調整するなどである。なお、注目されるのは非人対策であるが、それは大正初期にもなされていた。

さらに戦時体制下である。耕地が兵士の送迎や歓迎と慰安、その家族の援護などを行い、隣接の諸耕地や行政村のそれらにも参加した。30年度から兵士の送迎には旗持ち、37、38年度には子供音楽隊が参加した。

以上の諸事業の財源が協議費であり、95%以上を戸数割と総地価割に拠っていた。戸数割は42年前半期の18.2%を除くと、協議費の22.1%から36.3%を占め、総地価割はその58.3%から79.4%を占めた。戸数割は祭典費と通常費からなり、その大半が祭典費である。そして総地価割が祭典費の40%と五ヶ組合費の耕地負担分を受入れている。なお、26年度の協議費の構成が戸数割の12.5%に対して総地価割の84.1%であった。

総地価割の賦課は戸数割賦課を除く協議費関係事項の諸経費をまとめて賦課額を算出する。それから「他町村地価へ賦課すべき金」10円を差引き、これを各戸の耕地地籍の地価金所有に比例して賦課する。他町村所有地価特別割分は地価割の内の10円、祭典費の40%、其の他が加算されて配分される。したがって他町村地価所有者各戸の負担率は耕地内の地価所有者の負担率の2倍前後におよぶのであった。

協議費にしめる戸数割の比率が26年度のそれに対して35年度以降が2倍から3倍に増加している。まず26年度前半期の戸数割が176戸であったが、35年から42年の間に205戸から218戸となった。戸数割の賦課戸数が30戸前後増加したのであり、その多くは入寄留によっていた。さらに、入会林野の植林・道路の確保など、種

痘・トラホーム検診などの衛生関係になどの一般事業に加えて、戦時体制下の諸事業がある。耕地の出征兵士が26名あり、その送迎・歓迎・慰安および家族の援護などの相当部分が総地価割から通常戸数割へ振替られたことがある。

協議費のなかで戸数割が増加してきたが、なお、総地価割が58.3～79.4%を維持していた。他方、主として入寄留による戸数の増加による新小字集落の成立があった。この事情に後の耕地運営にどのように関わるか。これはきわめて興味深く重要なことであろう。それを追跡し記述することを今後の課題としたい。

あとがき

本稿は「真々部区有文書」の閲覧を許された真々部区、とくに区長であった丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏のご配慮によるところがきわめて大きい。これらの諸氏および「真々部歴史同好会」の諸兄姉、とくに会長の本山正、手塚真の両氏は貴重な助言を惜しむことがなかった。さらに当地の「ハネオヤ」をつとめてくださった臼井国明ご夫妻がおられた。末筆ではあるが心から感謝したい。

注

- (1) 本稿での資料は特に断らないかぎり「真々部区文書」である。
- (2) 真々部区誌編纂委員会；真々部区誌 平成22年 371～372頁。
- (3) 上掲、371～372頁。
- (4) 長野県；長野県史 通史編 第七巻 近代一 昭和63年 503、708、733頁。
- (5) 豊科町誌編纂委員会；豊科町誌 近現代編 平成9年 98頁。
- (6) 「長野県第二十統計書 明治三十五年」および「長野県第二十五統計書 明治四十年」による。なお、これは長野県；長野県史 近代史料編 第三巻（二）地租改正、税制 昭和62年 732、734～735頁 所載。

参考文献

- ・長野県；『長野県史 近代史料編』 第二巻（三）市町村政 昭和58年。

「区有文書」からみた日露戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について：黒崎 八洲次良

- 長野県；『長野県史 近代史料編』 第三卷（二）地租改正、税制 昭和62年。
- 長野県；『長野県史 通史編』 第七卷 近代一 昭和63年。
- 豊科町誌編纂委員会；『豊科町誌 近現代編』 平成9年。
- 真々部区誌編纂委員会；『真々部区誌』 平成22年。
- 黒崎八洲次良；明治大正期の大字集落における産土神社（鎮守）の歩みについて 平成26年7月 『信濃』第66巻第7号。
- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について 2015年1月 四国学院大学『論集』145号。
- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた三新法下の耕地（大字集落）の生活（財政）について 2015年9月 四国学院大学『論集』147号。
- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた日清戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について 四国学院大学『論集』150号。